

令和元年度 第1回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和元年6月3日（月） 14時～16時

開催場所 市役所 403・404 会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、澤井委員、辻委員、中嶋委員、津田委員、藤田委員、佐藤委員

（事務局）尾山地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、石田市民活動推進課課長補佐、後藤市民活動推進センター所長、和田主査

欠席者 入口委員

1 開会

2 案件

（1）自治基本条例（第7章）の見直しについて

【中川委員長】 今日では全体で14条の点検をする。条文ごとにご意見があればお願いしたい。

【中川委員長】 手元資料の当局見解は赤字で示されている。これについて見解をもらいたい。前回見直し時の推進委員会の意見も入っているが、それに対する対応として、行政の努力や対応の仕方によって対処可能である。

36条について、条文・解説変更の必要性については「特になし」となっている。

また、前回の意見に対する対応として、「重要な計画策定にあつては、パブコメだけでなく、各課にて市民アンケートやワークショップ等を実施し、市民からの意見の集約に努めている」とのこと。条文の改正が必要なければそのままいくが、意見があれば言ってほしい。これでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 では37条について、計画策定段階の原則。これも「今後も引き続き進めていく必要がある」との記入がある。先ほどのものとオーバーラップする。条文・解説で変更が必要と思われる箇所は特になしとのこと。これでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 では38条、計画策定手続きについて。これについても赤字で各課について様々なパブコメを実施しているとのことで、条文・解説で変更が必要と思われる箇所は特にないとの見解が出ている。これでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 では39条について、総務課から意見に対する対応欄に意見がある。これについて皆さんから意見をもらいたい。

一般公募委員を増やす話がある。原則として公募委員を入れなければいけない規定がある。専門性などがある中で、すべて公募でくくってしまうのはどうか。公募委員を支援する方策や勉強する機会など必要ではないか。皆さんからの意見をもらいたい。これについて、まず条文変更の必要なしでいいか。

【他委員】 よい。

【事務局】 解説の中の四角囲みの中の「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」の第6条第2項が改正されている。そのため、この条文の解説に入れるものも改正したい。前段はそのままで、ただし書きが追加されている。これは「生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱」が策定されたことによるもので、このただし書きが入っている。これを解説に追加したい。

【中川委員長】 澤井委員から「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」についてのご意見がある。

【澤井委員】 障がい者施策を検討する附属機関について、障がい者の委員の数値目標を入れてほしい。障がい者自身を委員に入れてほしい。

【事務局】 担当部署に確認したら、委員10人のうち、障がいをお持ちの方やご家族など、委員は3人である。

【澤井委員】 全体で10名は少ないと思う。障がいの種類も多いので半分くらいが当事者の方であれば議論も活発になると思う。

【中川委員長】 次に、第40条の市民自治の定義について、条文・解説で変更が必要と思われる箇所は特になしとなっている。これでよいか。

【辻委員】 第40条1項で「市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役と

なったまちづくりを行う活動をいう」とあり、第2項で「市民自治活動」となっているのに、「活動活動」となっているように見える。これをコメントとして記入した。たとえば、「まちづくりを行う『形態』をいう」とすれば、活動活動にはならないと思う。

【中川委員長】 他に意見はどうか。

【藤田委員】 地域的なエリアの問題で、自治会単位となると校区エリアになると思う。そうすると「市民」というより、「住民」の方がいいと思う。

【中川委員長】 「市民」とするのか「住民」とするのかを、条例を作るときに議論している。「住民」とすると新たな定義が必要。

【辻委員】 第50条の見出しでは、「他自治体住民との連携」というように「住民」を使っている。ここでは、他自治体であれば町や村もある。そのため「住民」という言葉を使っている。それ以外は全て生駒市民を指していることで統一されているようだ。

【藤田委員】 言葉の使い方で、「住民」の方が合うかと思った。「市民」だとエリアが広いイメージ。

【中川委員長】 そのために、「一定の地域における」としている。「市民」というと生駒市民全体を指すが、一部の地域においては「一定の地域における市民」としている。

【森岡副委員長】 自治会の定義が今と昔で変わっている。その意味で、自治会単位という、共同体意識は作りにくくなっているのは現実。生駒の場合、自治会単位といたらおかしいが、いわゆる地域のコミュニティは残っている。藤田委員の言われる違和感は感じられると思う。

【中川委員長】 次41条。行政側として変更なしとしてある。佐藤委員と津田委員から意見がある。

【佐藤委員】 寿大学について、いろいろやっているのに、そういう力を市民活動に活用したらどうか。

【中川委員長】 これは、政策的な連携をお願いしたいということかと思うがどうか。

【森岡副委員長】 おしゃっていることは良くわかる。自治会サイドから見ると、パワーがありすぎてまとまりにくい。地域住民とやろうとすると難しい。

【中川委員長】 これについて政策的問題意識を当局は持っているのか。

【事務局】 学生の社会貢献などもあると思う。最近、寿大学の学生さんで、公益活動を行う連絡協議会もできている。今後連携していきたい。

【津田委員】 地域性が多様化している。年齢層なども違う。そのようなところに、問題提起や情報が大事ではないか。数年前まで生駒市の情報が HP から見られた。地域性から見て住民の人にわかってもらえることが必要。これまでは、それぞれのボランティア活動や自治会活動をつなぐことでできるのではないかということだったが、状況がわかり情報が集まり地域の人にわかってもらえるようなことがいいのではないか。

【中川委員長】 今のご意見は、神戸市や大阪市などでは中間支援の街コンというまちづくりコンソーシアムとしてやっていたり、市民の中からトレーニングシステムで小さな学校を卒業して資格認定したりして、応援サポーターを養成している。これを各地域に派遣している。街コンは、希望の有無に関わらず各区の地域活動協議会に入っている。生駒もこれをやっていく時期だと思う。各自治会も、マンションが多い少ないなどいろいろである。地域担当職員も街の特徴によって変えている。そのまま成熟するのを待つことは時代遅れ。早く手を打たないと、サステイナブルディベロップメントができなくなっていく。持続可能性がなくなる。

【津田委員】 住民の中でまとまらないとしても、行政として担当制などで情報を流せないと、全体でとなっても難しい。そういうものを並行しながら地域を認識していかないといけない。

【中川委員長】 大阪市も神戸市では、まちづくり推進課の担当職員がまちに入って行っている。参画と協働として決算や事業計画などの内容の研修も受けてまちに出ていっている。

【事務局】 まちづくり協議会ができていることが前提か。

【中川委員長】 大阪は平成 24 年からやっている。神戸はできている地区とできていない地区がある。3 年以内に全部スタートさせる予定。奈良も東と西で全然違う。そこで佐藤委員の言われたことが生きてくる。神戸で悩んでいることだが、ボランティアや NPO と地域活動は違う。トレーニングと勉強が必要。

【森岡副委員長】 会社でやってきた手法をそのまま地域に取り入れようとしてもうまくいかない。地域の中でどのように広げるかが難しい。職員が職員として入っていくと全然できない。話が合わない、できない状況になる。手法的に考えないといけない。

【藤田委員】 生駒市の寿大学は 4 年。今は趣味的なもの。楽しく学んでというもの。地域の活動になかなかつながらない。寿大学のカリキュラムや趣旨を変えること、学生の意識を変えることも必要。

【中川委員長】 寿大学は生きがい作り。寿大学と森岡委員の言っている地域コミュニティのリーダーづくりとはレベルが違う。もっとトレーニングが必要。寿大学は個人防衛、森岡委員の言われていることは社会防衛。神戸は地域コミュニティリーダースクールをやっている。トレーニングをしている。地域コミュニティと会社文化は違う。

【澤井委員】 行政の在り方としてどうか。職員はコーディネーターとすべき。生駒市のことを知っておくべき。

【中川委員長】 生涯学習部門も含めて機能しているか考える必要がある。条例改正のご意見はないということで、行政に対するご意見提起ということで。次 4 2 条。条例改正は必要ないと書いてあるが、辻委員から言葉についてということで。

【辻委員】 非宗教、非政治はあまり使わないのではないかと。誰が非宗教的や非政治的と判断するのか。慎重な対応が必要である。

【中川委員長】 社会教育法第 2 3 条で、営利宗教政治があるが、これとの兼ね合いはどうか。

【辻委員】 最近は反正義なものは集会所が使えないなどあるので、そこを意識したコメントである。

【中川委員長】 判例か定かでないが、営利学習、宗教学習、政治学習の機会は社会教育上よい。直接的なものはだめである。微妙な差である。

【辻委員】 社会教育法の第23条2項に「市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。」とある。

【中川委員長】 解説のところで、社会教育法23条のように、具体的にしたらどうか。

そのほか、藤田委員からご意見の記載があるがいかがか。

【藤田委員】 先ほどと関連するが、市ボランティア連絡協議会が必要だが、生駒はなくしてしまった。原因はリーダー不足と聞いている。どうして連絡会ができていかないのか、少しは行政主導も必要ではないか。災害時など協議会は連携が強い。ボランティアというと福祉的なのか。なくした時にどこの所属なのか。社協などの組織との兼ね合いでボランティアの所属があいまいになった。

【澤井委員】 社協で生活支援コーディネーターの予算がついた。社協で専門職として生活支援コーディネーターをやるのが妥当。地域担当職員とも相まっていいと思う。

【中川委員長】 佐藤委員から、高齢者対策の振り込め詐欺の防止活動を強化してほしいとのコメントについて、対応はできているか。

【事務局】 消費生活センターによる注意喚起やHPなどによる啓発、自治会で、消費生活センターからの啓発チラシの回覧をしている。また銀行のATMで画面に注意喚起が出てくる。

【中川委員長】 次43条。辻委員の指摘について。

【辻委員】 「一定のまとまりのある地域」と40条の「共同体意識の形成が可能な一定の地域」の文言について、どのように重なり、どのように重ならない

ということがわかりにくい。一緒なのか、違う概念なのか。

【中川委員長】 一緒の概念だと思う。一定のまとまりのある地域の中に、共同体の概念もあると思う。

【事務局】 この一定のまとまりのある地域とは、小学校区単位を想定している。

【中川委員長】 まとまりとは自治能力のことを言っている。ガバナビリティの意味。共同体意識の形成は気持ちのことを言っている。共同体意識の形成があり、なおかつ共同統治がされているという二重構造の話だと思う。

【辻委員】 解説を読む限り、40条第1項は自治会のことで、43条は小学校区程度のことだと思う。そこを明確化するといいと思う。

【中川委員長】 今、辻委員がおっしゃったように解説変更でどうか。共同体意識の方は、自治会や町内会などの地域共同感情。一定のまとまりのある地域はセルフガバナンスというか自己統治のこと。「共同体意識があるから一定のまとまりがあります」となる。意識があるから統治ができる。意識の方は、自治会や町内会などの基礎的コミュニティ。一定のまとまりの方は、それが広がった連携可能な小学校区程度のものとの解説でどうか。

【中川委員長】 次44条。条文、解説変更について特になしとある。これでよろしいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 45条についても、条文、解説変更について特になしとある。よいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 次46条も特に変更の必要はないとのこと。よいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 次47条。条例改正必要なしということ。よいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 次48条。津田委員のコメントあり。今後工夫することが山積みとのこと。条文、解説の変更はなし。

【中川委員長】 次49条。特になし。

【中川委員長】 以上 条例改正は必要なしとのことで確認いただけるか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 ここで、市民公募のあり方について、ご意見があれば伺いたい。

【佐藤委員】 知らないことが多い。これだけ議論されていたことがわかった。内容が多岐にわたっていて勉強が必要。

【藤田委員】 公募の人の選出方法についてはどのようにしているのか。

【事務局】 3000人の方を無作為抽出して通知をお送りし、登録いただける方には、8つの分野から3つまで選んでいただいている。

【藤田委員】 対象者が障がいをお持ちの方であるかなどわかっているのか。そうでないと通知をもらった方は、すごく不安感があると思う。

【事務局】 地域や年代、性別などの条件を考慮して無作為抽出しているが、障がいの有無まで把握しているかどうかは担当課でないとわからない。

【藤田委員】 障がい者も参画していかないと変わっていかないと思う。たとえば、聴覚障がいのある方であれば、通訳などの環境整備ができていることが必要だと思う。

【中川委員長】 それに対する対応は、きちんとマニュアル化しておかないといけない。

【中川委員長】 もう一つの論点は、なぜ市民公募委員を規定したか。その理念、論理を確認できているか。自治基本条例を作った、起草した時の委員の考え方として、全員一致で決めたと思う。そのことを確認しておくべき。

【辻委員】 議会議員と重なるが、この会議でも平日の昼に開催されると来ることができる人も限られてくる。自分の中でも結論はないが、休日夜間議会などの議論があるがそういう時代だと思う。

【中川委員長】 公募制度について、公平性や多様性を持つ意味から意味はある。公募委員方式は正しいと思っている。なぜ、公募市民が一般化しているかというと、特定された少数の当事者がすべてを決めることが地方自治ではよくないとされている。経済諮問会議などが典型だと思う。そういうことは、地方自治では認めないとされている。不特定で多数から当事者でない人を選びましょうとしている。しかし、実際来た人が門外漢の場合に、その配慮がされていくかの視点が重要。専門性がないときに不安もあるし、情報支援が必要である。そして、障がい者、外国人などに幅が広がって来るので、制度として政策として抜けてはいけぬ。そこもフォローが必要。

【津田委員】 市民自治協議会について、市民中心で行政は傍観という雰囲気を感じる。地域のことは情報は行政が持っているので、行政も進んで議論できる人を育て、市民の中にも育てるべき。

【中川委員長】 自治基本条例の中の精神としての参画と協働については、決して市民自治に行政の団体自治を転換したいという浅ましいものではない。本来はどの部局も応援してくれる市民集団をつくるという活動をしてほしい。

【中嶋委員】 複数の組織が集まって活動されることについて、各組織から代表が出てくる場合に、どうしても各組織の色が強くなりがちであるが、みんなが力を出し合ってこそできることもある。これまでそれぞれの活動で培った経験などを共有し、活かしながらともに方向性を考えていければと思う。行政は縦割り。横の連携、つながりが大事。

【中川委員長】 解説を変更する箇所が2箇所出たと思う。公募制度についても議論ができたと思う。結論は、公募制度は必要。ただし、間口が狭い、特定の人でやっているのではないかと思われるといけぬ。パブリックであることが大事。

(2) その他

次回会議の日程調整